

## ○ 大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例

平成 22 年 11 月 30 日

条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、町内において事業所の新設、増設又は移設(以下「新設等」という。)を行う者に対して、必要な奨励措置を講ずることにより、本町の産業の振興と雇用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利を目的として事業を行う法人及び個人をいう。
- (2) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する施設をいう。
- (3) 新設 町内に事業所を有しない事業者が町内に新たに事業所を設置すること又は町内に事業所を有する事業者が現に行っている事業と異なる事業の事業所を町内に設置することをいう。
- (4) 増設 町内に事業所を有する事業者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を拡張し、又は現に行っている同一の事業の事業所を町内に設置することをいう。
- (5) 移設 町内に事業所を有する事業者が事業規模を拡大する目的で、既存の事業所を廃止し、新たに町内に事業所を設置することをいう。
- (6) 新規雇用者 事業者が事業所の新設等に伴い、稼動開始日の前後 3 か月以内に新たに雇用する者であって住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者であり、事業所において雇用される雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者であるものをいう。

(町長の責務)

第 3 条 町長は、第 1 条の目的を達成するため、事業者と相互に協力し、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(対象事業者)

第 4 条 この条例による奨励措置の対象となる事業者(以下「対象事業者」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 新設等に係る事業所(以下「対象施設」という。)が規則で定める事業の用に供されるものであること。

(2) 納期限の到来している町税及び本町に関する使用料等を完納していること。

(奨励措置)

第 5 条 町長は、対象事業者に対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。

(1) 事業所設置奨励金の交付

(2) 雇用促進奨励金の交付

2 事業所設置奨励金は、対象施設(増設の場合は増設部分のみをいう。)に係る建物又は償却設備の取得価格の合計額が 1,000 万円以上のものについて、過疎地域自立支援特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 2 条の規定により過疎地域として公示された日以降、新たに固定資産税が賦課される年度から起算して、納付された各年度の固定資産税相当額以内を 5 か年助成する。ただし、その額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

3 雇用促進奨励金は、規則で定める交付要件により新規雇用者 1 人につき、50 万円を乗じて得た額を交付する。ただし、その額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万円とし、1 対象事業者につき 1 回を限度とする。

(委員会の設置)

第 6 条 企業誘致に関する重要事項の審議を行うため大多喜町企業誘致委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、対象事業者に対する奨励措置に関し必要な審査を行うものとする。

(委員の定数)

第 7 条 委員会の委員の定数は、6 人以内とする。

(委員会の運営等)

第 8 条 前 2 条に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(奨励措置の適用の申請及び決定)

第 9 条 第 5 条第 1 項に規定する奨励措置を受けようとする対象事業者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、第 6 条に規定する委員会の意見を聴いた上で、適当と認めたときは、速やかに奨励措置の決定をするものとする。

(事業の開始及び変更の届出)

第 10 条 前条の規定により奨励措置の決定を受けた対象事業者（以下「奨励事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

- (1) 対象施設に係る事業を開始し、休止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条第 1 項の規定により申請した内容に変更があったとき。

（報告調査）

第 11 条 町長は、奨励措置の実施の適正を期するため必要があると認めるときは、奨励事業者に対し、報告若しくは書類の提出を求め、又は職員に実地調査をさせることができる。

（奨励措置の承継）

第 12 条 奨励事業者は、相続、合併、譲渡その他の事由が生じたときは、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、対象施設に係る事業が承継されるときに限り、当該対象施設を引き継ぐ者に対して、当該奨励事業者の地位の承継を認めることができる。

（奨励措置の取消し等）

第 13 条 奨励事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、その奨励措置の全部若しくは一部を取り消し、若しくは停止し、その他の奨励措置に要した費用の全部若しくは一部を返還させ、又は弁償させることができる。

- (1) 第 4 条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 事業所を休止し、若しくは廃止したとき、又は事業所が休止若しくは廃止の状態にあると認められるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励措置を受けたとき。
- (4) その他町長が、奨励措置を行うことが適当でないと認めたとき。

（委任）

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

（大多喜町工場誘致条例の廃止）

- 2 大多喜町工場誘致条例（昭和 58 年条例第 18 号）は、廃止する。

（失効）

- 3 この条例は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。